

## 指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
- ・法人名称 特定非営利活動法人掌  
(登記事項については確認済)
  - ・法人所在地 吹田市青山台二丁目8番8号
  - ・代表者職氏名 理事長 赤松 英樹
- 2 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 3 事業所の名称 デイサロンたなごころ 永代町
- 4 事業所の所在地 茨木市永代町9番5-101号  
中央圏域
- 5 事業開始年月日 令和2年3月1日
- 6 利用者数 利用定員(1日) 14人
- 7 構造及び面積 鉄筋コンクリート造地上7階建(1階部分)
- ・事業に供する床面積 99.22㎡
  - ・食堂及び機能訓練室の合計面積 42.45㎡  
(基準上必要な面積 3㎡×利用定員)
- 8 従業者
- 管理者 1人
  - 生活相談員 2人(常勤兼務1人、非常勤兼務1人)
  - 看護職員 2人(常勤兼務1人、非常勤兼務1人)
  - 介護職員 2人(常勤専従1人、非常勤兼務1人)
  - 機能訓練指導員 2人(常勤兼務1人、非常勤兼務1人)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 食事代(おやつ代含む) 630円
- 11 事業者の経歴 平成22年10月から吹田市内で通所介護(現地域密着型通所介護)を運営。平成29年3月から桑田町(中央圏域)で地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営し、令和元年10月から居宅介護支援を運営。令和2年3月1日から永代町(中央圏域)で地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営する予定。

## 参考 地域密着型通所介護設備基準

- ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えなければならない。
- ・食堂及び機能訓練室：合計した面積が3㎡×利用定員以上

指定地域密着型サービスの指定について

(地域密着型通所介護事業者の指定申請書)

名称		デイサロンたなごころ 永代町	
		地域密着型通所介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態となっても、その利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</li> </ul>	○
人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに専ら職務に従事する常勤の管理者を配置</li> <li>※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務との従事、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可</li> </ul>	○
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員：単位の数にかかわらずサービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上</li> </ul>	○
		<p>〈利用定員が10人を超える場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員：単位ごとに、サービスの提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者が1以上</li> <li>介護職員：単位ごとに、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</li> </ul>	○
		<p>〈利用定員が10人以下の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員又は介護職員：単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上</li> </ul>	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員：単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者1以上</li> <li>※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。当該事業所の他の職務に従事することが可</li> <li>※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること</li> </ul>	○
設備基準	共通基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象</li> </ul>	○
	個別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有するほか、サービス提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> <li>設備は専ら事業の用に供するものでなければならない。</li> <li>※食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は利用定員×3㎡以上とする。</li> <li>※食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては同一の場所で可</li> </ul>	○
運営基準	共通基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</li> </ul>	○

注：○は申請内容が指定基準をクリアーしていることを示す。

## 【地域密着型通所介護・通所介護相当サービス】

### 運 営 規 程

デイサロンたなごころ 永代町指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕事業 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人掌が設置するデイサロンたなごころ永代町（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕従業者」という。）が、指定地域密着型通所介護は要介護状態（通所介護相当サービスにあつては要支援者又は事業対象者）の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）及び「茨木市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成31年4月1日実施）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサロンたなごころ 永代町
- (2) 所在地 茨木市永代町町9番5-101号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)生活相談員と兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕従業者

生活相談員 2人(常勤1人管理者と兼務、非常勤1人介護職員と兼務)

介護職員 2人(非常勤1人生活相談員と兼務)

機能訓練指導員 2人(常勤1人看護職員と兼務、非常勤1人看護職員と兼務)

看護職員 2人(常勤1人機能訓練指導員と兼務、非常勤1人機能訓練指導員と兼務)

地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕従業者は、指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 午後5時～午後9時

(指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日14名とする。

(指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス

- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス
- (8) アクティビティ（通所介護相当サービス） など

（利用料等）

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成28年4月1日実施）に基づくと共に、利用料の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料についても上記要綱によるものとする

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道200円を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、630円（おやつを含む）を徴収する。

5 おむつ代については、80円を徴収する。

6 その他、指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、茨木市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第16条 事業所が行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとする。

3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。

4 運営推進会議は地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人掌と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

